

京都市障害者自立支援協議会「権利擁護部会」 開催概要

開催日：平成28年12月12日（月）

場 所：京都市役所本庁舎F会議室

1 「権利擁護」に関する課題とその解決方法について（金銭管理について）・・・・・・・・資料1

京都市から概要説明を行い、京都市社会福祉協議会から「日常生活自立支援事業」についての概要説明・事例紹介があった後、次のような意見交換が行われた。（「(事)」は事務局の意見）

- 日常生活自立支援事業の対象者については、金銭搾取や虐待が疑われるようなケースこそ本来より手厚い支援が必要と考えている。組織体制上の限界はあるが可能な限り、関わっている支援機関と世帯状況を共有し、連携・役割分担の下、支援を進めていければと思う。
- 生活支援員として関わっている方で、肢体に障害があり、書類の自筆が困難な方がおられる。金融機関に手続きに行ったときに、自筆ができないことを理由に払い込みなどを断られるといった例もあり困っている。
- 定期的に払い込みが必要なものについては、自動引き落としとするなど色々と方法があるので、専門員にご相談いただきたい。社協組織として責任を持って、本人の意思を尊重しながら、解決に努めていきたい。
- (事) 金銭管理については、生活支援員やコミュニティソーシャルワーカーだけに任せるのではなく、様々な支援機関が連携することが大事である。また、日常生活自立支援事業だけでなく、制度のはざまにある方に対しては、様々な事業をつなげるなどして支援していくことを考えることも大事である。
- 関係機関との連携ということであれば、北部協議会では、昨年から区の福祉事務所（支援課）、保健センター、地域生活支援センターに、区の生活保護担当課も加わっていただいて、半年に1回、課題を協議するようにしている。
- 遊興費（パチンコ）にお金を使ってしまう方で、定期的に支援に入っているにもかかわらず、臨時的に支出を求められるとお金が無くなってしまって、食べ物に困り入院に至る事例があった。本人は、パチンコしか楽しみがなく、そちらにお金を使ってしまう傾向があったので、社会福祉協議会の支援と併せて、お金を引き出した後すぐに、ヘルパーと一緒に買い物に行くことで食べ物が確保できている。
- 本人の同意を得て、社会福祉協議会がヘルパーの協力のもと、日々の買い物に必要なお金の支出や薬の管理などをされている場合もある。また、司法書士と連携し、必要とする方に土地を貸してその地代を生活費としている例もある。土地の活用は、財産を扱う司法書士であればこそできることであったと思う。
- 総じて、社会福祉協議会に支援に入っただくことで、生活が破綻せずに何とかやれている方もいる。
- 日常生活自立支援事業の利用件数は、成年後見制度の利用件数と比べて少なすぎる。契約能力の審査の結果、却下されたケースの件数や、申請してから契約までの待機期間等は把握されているか。
- 申請をいただいて審査の結果利用できない件数は、当初わりとあったようだが、ここ2年半では0件。成年後見制度の件数との差は、周知の問題だと思っている。待機期間については、長いところで半年～1年である。待機者については、他都市と比べてだいぶ多いため減らす取組を行っており、ここ2年間で200件から135件（平成28年10月末現在）になっている。2箇月以内に80件に減らす計画はしているが新たな申し込みもある。ただ、申請順に処理しているのではなく、同事業のほかに支援が受けられる方もおられるため、同事業しか支援措置がない緊急性のある方を優先的に処理するなど、本人の状況に応じて対応している。
- (事) 色々と事例を挙げていただいたので、一度事務局で持ち帰って整理をさせていただいたうえで、次回の会議で改めてお示ししたい。

2 障害を理由とする差別に関する相談対応事例及び事例を踏まえた取組について・・・資料2

京都市の事例

<区役所・支所3>

- 必ず運動会に手話通訳を配置している学区もある。紙の張り出しだけではなく、手話通訳の配置をお願いしたい。

<その他>

- 学校教育に関する事例も多いが、教育委員会の職員は当部会に出席しないのか。教育委員会には当部会のように事例を集約して検証などを行う場はあるのか。
- (事) 京都市対応要領では、交通局、教育委員会など、いわゆる市長部局以外の部署も含めて、全庁の相談対応事例を障害保健福祉推進室で集約し、同室が権利擁護部会で意見を聴き、その意見をフィードバックすることとしている。
- 権利擁護部会での意見を受けて対応されたことを報告してほしい。

京都府の事例

(特になし)

西部自立支援協議会の事例

<精神障害のある方のグループホーム（GH）、入所施設>

- 本人の親への暴力等の問題もあり、退院後は自宅に帰って生活できる状況ではない。GHや入所施設を探したが、精神障害に対応できる場所は、市内・府下とも順番待ちの状況である。
本人には知的障害もあり、支援会議で、療育手帳を申請してはどうかという話も出たが、子どものころに手続をしないまま大人になっており、挙証資料が残っておらず、取得できない状況である。
三障害への対応（一元化）がいわれるが、「精神障害は難しい」と電話で断られることもある。GHや入所施設が精神障害にもしっかり対応できるよう行政としても取組を進めていけないか。
- これは、本人が入所できるか否かの問題もさることながら、ベースには制度や施設のあり方の問題がある。
- (事) 障害特性によっては、対応できる職員がいないことから、主な対象を身体・知的・精神のいずれかに限定していることは現実問題としてある。三障害の一元化の流れの中で、引き続き検証・検討していくべき課題である。
- 療育手帳が取得できないから知的障害の施設に入れないとすると、どうしたらよいのか。病院に入ればよいとはならないと思う。
- 地域生活への移行という問題もあるが、個別の状況も放っておけない。
- 家族と一緒に暮らせないため、施設に入所を希望するという方は多い。障害のある方で法を犯した場合（刑務所から出てきた場合）など行き場がない例もある。住まいの確保の問題とも関わるが、国も入所施設を増やす方針ではないため、GHをどうしたら増やせるのかを考える必要がある。
- 以前は、重症心身障害者の施設や医療センターで受け入れるケースもあったが。
- 住居を探すまで、一定の間、クールダウンしたり、居宅生活の準備をすることができる場所も必要である。
- 生活保護法の救護施設は、生活困窮への対策という観点から、出所してきた方も含め、身体や精神に障害があり日常生活を営むことが困難な方に対して、居宅生活に必要な指導等を行うもので、他都市ではよく活用されている。京都市でも設置に向けた検討が行われていると聞いている。

3 その他

- ・ 事務局から「平成２８年度第９回企業向け人権啓発講座」のチラシを配付
- ・ 委員から、厚生労働省の有識者検討チームが相模原市の障害者施設殺傷事件を受け公表した「再発防止策」に関する記事（１２月９日 京都新聞）を配付

4 次回

３月頃を予定